

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 森 誠一

1 日 時

令和3年6月25日（金） 午後1時00分から
午後3時31分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

森誠一、清田哲也、志村学、井上伸史、浦野英樹、玉田輝義、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

阿部長夫

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、企画振興部長 大塚浩 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第58号議案のうち本委員会関係部分及び第59号議案から第61号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第67号議案については、可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情26及び27について、質疑を行った。
- (4) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (5) 過疎地域持続的発展方針（案）について及び東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ・事後交流についてなど、執行部から報告を受けた。
- (6) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (7) 県内所管事務調査を8月24日、25日に実施することを決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

| | | |
|------------|----------|------|
| 議事課委員会班 | 課長補佐（総括） | 富高德己 |
| 政策調査課政策法務班 | 主査 | 甲斐諒子 |

総務企画委員会次第

日時：令和3年6月25日（金）13：00～
場所：第4委員会室

1 開 会

2 企画振興部関係

13：00～14：00

- (1) 付託案件の審査
第 58号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第6号）
（本委員会関係部分）
- (2) 付託外案件の審査
陳 情 26 大分県版総合戦略の原点回帰について
- (3) 県内所管事務調査のまとめ
①地域に活力・安心を与える県外出身者の活躍について
- (4) 諸般の報告
①東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ・事後交流について
②芸術文化活動継続緊急支援事業について
③令和2年国勢調査の結果（速報）について
- (5) その他

3 総務部関係

14：00～15：00

- (1) 合い議案件の審査（付託委員会：商工観光労働企業委員会）
第 67号議案 大分県産業振興条例等の一部改正について
- (2) 付託案件の審査
第 58号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第6号）
（本委員会関係部分）
第 59号議案 大分県税条例の一部改正について
第 60号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
（福祉保健生活環境及び土木建築委員会へ合い議）
第 61号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
（福祉保健生活環境委員会へ合い議）
- (3) 付託外案件の審査
陳 情 27 L I N E利用問題と大分県個人情報保護条例について
- (4) 県内所管事務調査のまとめ
①コロナ禍における振興局の取組について
- (5) 諸般の報告
①過疎地域持続的発展方針（案）について
- (6) その他

4 協議事項

15：00～15：10

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県内・県外所管事務調査について
- (3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

森委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、井上委員が遅れて参ります。

また、委員外議員として阿部長夫議員が出席しています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日の委員会では、試行的にタブレットを使います。紙資料も置いていますが、できるだけタブレットを使用してください。執行部の皆さんも御協力をお願いします。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案4件、合い議案件1件及び陳情2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより企画振興部関係の審査に入ります。

まず、第58号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、企画振興部関係部分について、執行部の説明を求めます。

大塚企画振興部長 それでは、第58号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、企画振興部関係について御説明します。

総務企画委員会資料の1ページをお開きください。

左から3列目、補正額（B）の一番下、合計欄にあるとおり、今回、18億3,072万9千円の増額をお願いするものです。

左から2列目、既決予算額（A）の一番下、61億3,676万6千円と合わせると、一番右下にある補正後予算額は79億6,749万5千円となります。

今回の補正予算案の内容ですが、大分空港へのアクセス時間を短縮し、観光やビジネス等における利便性を高め、地方創生を加速させるため、ホーバークラフトの調達や発着地の整備に着手するものです。

事業の詳細については、担当課長から説明します。

遠藤交通政策課長 まず、資料2ページを御覧ください。

大分空港への海上アクセスについては、平成30年度から2年間かけて調査を行い、時間短縮効果、空港側の接続の良さ、整備の費用と期間のいずれにおいても、ホーバークラフトが最も有効であり、上下分離方式の運航スキームであれば、収支の確保も可能との結論に至り、昨年3月に導入方針の発表を行いました。

その後、11月5日に、運航事業者を第一交通産業株式会社とする基本協定を締結し、本年3月には、藤本壮介建築設計事務所等から成る共同企業体を旅客ターミナル建設工事の設計者に決定しました。

第一交通産業との基本協定では、大分空港と大分市西大分地区の間で20年間継続して運航を行うこと、県がホーバークラフト3隻を購入して第一交通産業に貸与すること、県が旅客上屋等の施設を整備して第一交通産業に使用させること、県は運航事業に関する赤字補填を行わないことなどを定めています。

資料中ほどの右側を御覧ください。

ホーバークラフト導入による県内における経済波及効果について、運航開始から20年間で約614億円との調査結果が得られました。この調査は、必要な施設等の整備とその管理運営に伴う経済効果と、交流人口の増加に伴う経済効果から成っており、その内訳についても記載しています。

まず、初期投資によるものが約49.9億円で、これは旅客ターミナルや艇庫、港湾施設の建設投資によるものです。船舶調達や用地取得については、県外からとなる可能性があることから、ここには含めていません。

次に、ランニングコストによるものが約95.4億円で、これは、人件費や燃料費といった船舶運航に要するもののほか、施設の保守点検や修繕等に要するものです。

さらに、下二つが交流人口の増加によるもの

で、これは大分空港とつながる関東・中京・関西圏域の方々を対象にWebアンケートを実施し、2,700人余りの回答を得て、その分析を行いました。

まず、大分空港への利用転換によるものが約57.6億円で、これは、これまで県外の空港を利用して本県に来ていた旅行者が、ホーバークラフトがあるなら大分空港を利用しようという転換意向によるものです。県内の滞在時間が延びることによる、お土産代や飲食費などの観光消費額の増加を見込んでいます。

最後に、観光客数の増によるものが約411.3億円で、これは、これまで大分県に来ていなかった旅行者の、ホーバークラフトへの乗船を目的とした本県への新たな来訪意向によるものです。宿泊費、交通費、お土産代、飲食費などの観光消費額の増加を見込んでいます。

今後のスケジュールの予定ですが、赤枠にあるとおり、今回の6月補正予算において船舶購入と用地補償に必要な予算をお願いしています。今定例会で議決いただけたら、船舶に関しては、7月上旬に公告を開始し、8月中旬に入札を行い、落札者を決定した後、8月下旬までに仮契約を締結したいと考えています。その後、7千万円以上の動産買入れにあたるので、9月議会に契約議案を提出し、議決いただければ、10月から設計・建造に着手する予定にしています。

一方、発着地に関しては、7月上旬に大分県土地開発公社との委託仮契約を締結し、8月中旬に地権者との仮契約を締結したいと考えています。その後、7千万円以上かつ1件2万平方メートル以上の土地買入れにあたるので、こちらも9月議会に契約議案を提出し、議決いただければ、順次工事のための予算を提案し、令和5年度末の運航開始を目指し、工事に着手していきます。

次に、資料3ページを御覧ください。

6月補正予算の実施内容について説明します。

昨年度11月補正予算で実施していた船舶調達の概算見積りと、大分市側発着地の用地測量等が完了したので、造船事業者の公募及び土地・物件の補償を実施するための予算として、1

8億3,072万9千円と、債務負担行為31億5,732万7千円をお願いするものです。

このうち、船舶購入費は、本年度の前払に必要となる10億5,244万3千円と、次年度以降支払予定分の債務負担行為31億5,732万7千円の合わせて42億977万円です。

今回、ホーバークラフト3隻を購入しますが、予定価格3千万円以上の物品の購入に該当することから、WTO政府調達協定に基づく特定調達政令の適用を受けることとなり、船舶の設計・建造を行う造船事業者を一般競争入札により公募します。

ホーバークラフトは特殊な船舶になるので、運航の安全性や取引の確実性を担保するための要件を設定した上で、一般競争入札を行う予定であり、具体的には、同種同規模の船舶を建造したことがあるか、海外事業者にあつては自国以外に船舶を輸出・納入したことがあるか、船員や整備士の適切なトレーニングメニューを有しているかなど、入札参加資格要件を設定する予定です。

なお、船舶に関しては、次の資料4ページを御覧ください。

今回は、国内で唯一、大型旅客用ホーバークラフトの建造実績を有する三井E&S造船株式会社に、船舶仕様書や概算船価見積書の作成などを支援いただきました。

具体的には、三井E&S造船株式会社が以前、大分ホーバークラフト株式会社へ納入していたホーバークラフトの建造費用をベースに、他のホーバークラフト造船事業者の建造費用も参考にしながら、現在の新たな仕様で建造する場合の費用を見積もっていただきました。その結果、ホーバークラフト3隻で42億977万円、1隻当たりでは14億326万円となっています。

資料、戻って3ページを御覧ください。

右側にあるとおり、用地補償費は7億7,828万6千円です。大分市側の事業用地を確保するため、地権者へ土地・物件の補償を実施します。

次に、資料の5ページを御覧ください。

今回、発着地の事業用地として取得を予定し

ている土地は、赤枠囲みの部分の約2万5千平方メートルになります。

また、お手元に紙資料を配っていますが、こちらは大分県として、以前、実際に大型の旅客用ホーバークラフトを運航している実績のあるイギリスのホーバークラフトを調査しに行ったときの資料です。

こちらはグリフォン・ホバートラベルが運航しているもので、ポーツマスとワイト島を約10分で結ぶ航路になっています。

ポーツマスの方は海岸の砂利のところを上がってくる感じ、ワイト島については車路を整備している状況になっています。

下の写真が全体の外観になります。右は、乗客の下船の様子です。以前の本県のホーバークラフトは外付けのボーディング・ブリッジのような地上設備をつけていましたが、こちらは前の方がこのような形に開き、左側がスロープ、右側は階段で、どちらからでもスムーズに乗り降りできる設計になっています。

次のページは、そのスロープのところを拡大した図になっています。

今回の仕様では、日本のホーバー船舶のバリアフリー基準に基づき、幅80センチメートル以上、段差2センチメートル未満という形で、今後、設計の中でしっかり対応していきたいと思えます。

下が実際に設けられている車椅子用のスペースの写真で、右側が乗客用の椅子席の配置の状況です。

次のページを御覧ください。上の部分が、ホーバークラフトの前方の荷物置きスペースと自転車置き場等が設けられている部分の写真です。

荷物置場のところにはラックも用意されており、需要に応じてラックを出したり、しまったりしています。

最後に、船尾についているプロペラダクトの写真が2枚あります。こちらは、以前のホーバークラフトより直径が約1メートルほど大きくなっており、プロペラも5枚ということで、以前の3枚より2枚増えている状況になっています。プロペラを大きくすることで、ゆっくり回

すことが可能な仕様になっており、音の低減が図られる工夫がされています。

こちらはあくまで我々が実際に運航している状況を視察したときの写真になるので、実際に今後調達するホーバークラフトは、一般競争入札での公募となります。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんから質疑はありませんか。

堤委員 ホーバークラフトの関係ですが、経済波及効果がいろいろと需要やお客さんの予測をして614億円と。宇宙港も102億円で、二つ合わせれば結構大きな金額になる。果たして大丈夫なのかな、過大な見積りではないかなという思いがあるが、非常に厳しくそこら辺は見ておかないと、いざ赤字になったとき、県は補填しないわけだから、そういう見積りを厳しく見ているのか、確認していただきたい。

それと、今回、コロナの関係でお客さんが非常に少なくなってきているでしょう。これは今回に限らず、当然、中国とか欧米とか、いろんなところからお客さんが来るけど、外国の諸事情が当然あると思うよね。貿易摩擦の問題とか外交上の問題とか。そうすると、なかなかインバウンドとして増えてこないということも危惧とすればあるわけ。コロナ以外の新たな感染症という危険性も今指摘されている状況の中で、果たして20年間、黒字経営が片道料金1,500円でいけるか、非常に心配されるし、そういう緊急事態のときのBCP、つまり危機的な状況のときの計画も含め、第一交通とはきちっとそこら辺を締結というか、計画しているか、確認しておきたい。

もう1個、これは猿渡久子議員が質問したけど、仕様書には車椅子スペースが一つあるね。彼女の質問に対して、今後検討する、障がい者の方々といろんな相談をすと言っていたが、できそうなよね、椅子を動かして、そこに車椅子のスペースをもう1個つくるとかは。設計段階に入ると間に合わないから、それは今から十分そういうところと相談しながら、本当に実現してほしいと思いますが、そこら辺の考えを

最後に聞かせてください。

遠藤交通政策課長 三つ御質問いただきました。

一つ目の経済波及効果の614億円は過大に見積もり過ぎではないかという御指摘については、我々もしっかり分析しており、特に観光誘客による効果が一番ポイントになるかと思っています。導入の初年度はインパクトがあるということで多くのお客様に来ていただけたと思いますが、やはり20年間で見たときには、利用者、またインパクトというものが低減していくことも含め、ほかの観光施設などの例を参考に、どのような形で低減していくかに基づき数値をはじめとしており、固めの調査結果になっていると思っています。

また、二つ目の今後の航空需要、または危機的な状況のときにどうするかという点ですが、今後の航空需要は、仰せのとおり、まだ見通せない部分がありますが、国とも話をすると、やはり今後はインバウンドがかなり旺盛になって需要が回復してくると我々も考えています。

今回のホーバークラフトの収支を算出するにあたり、需要の調査をしています。今回のシミュレーションでは、あくまで国内利用者のみをターゲットとして見ており、インバウンドの需要は今回織り込んでいない試算をしているので、そういう意味では需要を非常に固めています。インバウンドが出れば、その需要もオンしてくるかと思っているし、ホーバークラフトだけをやって空港を活性化させるわけでもなく、もちろん宇宙港でしたり、またそれをうまくやるコンセッション方式の導入とか、陸路の充実も含め、空港全体の誘客を同時並行的にやっていきたいと思っています。

また、危機的な状況についても、第一交通との間でどうするかについては、今後、開業の前までの間に実際に船を貸与するにあたっての契約を結ぶので、そのような中でしっかりと後で問題が起きないように、先方と協議をし、必要な規定を盛り込んでいきたいと思っています。

最後の車椅子用のスペースの問題です。

猿渡議員からも座席の取り外しにより、臨機に対応する方法もあるのではないかと御提

案をいただいております。我々も早速その御提案を受け、少し今回の船が特殊な高速船になるので、安全上、そのような取り外しの可能な椅子が設置できるか、今、国土交通省にその辺を調べてもらっているのですが、その辺の安全性の課題も含め、対応できるか、今後、設計段階に応じて、多くの方が利用できる方策を検討していきたいと思っています。

玉田委員 今回の堤委員の質問と少し重なりますが、観光客数の増で411億円ということで、遠藤課長の話で随分理解できたところもあるけれども、一昨日の一般質問を聞くと、私も陸路の今のバス事業者との関係がどうなのか少し心配です。この経済効果の中で見たとき、あのときは30万人から40万人ほどがホーバークラフトを利用するという想定でやっているという話でしたが、観光客数が大体どれほど現状の利用客より増えていく見通しか。あのときのやり取りでは時間もなかったもので、その辺がなかったなと思いました。

一つが大体どれほど伸びていくかということ、あのときは一般質問だから、バス事業者の話は突っ込んだところができなかったと思います。やはりそこは今やっているところが厳しくなるという状況に追い込まれる、また活性化としては非常に予想とは違ってくると思うので、バス事業者とこれからの関係について、今の段階で言える部分があれば教えてください。

遠藤交通政策課長 1点目の経済波及効果による観光需要の増加で何人ぐらい増えるかについては、さきほど申したように、ほかの空港から新たに大分空港を使っていたらの方と、今まで大分県に来るつもりはなかったが、ホーバークラフトができたので行ってみようと思っている方を含め、年平均で約8万2千人程度増加するものと見込んでいます。

また、二つ目の現行の空港バスとの関係です。やはり陸路と海路の二つのネットワークを維持するのが一番重要だと思っています。また、今回のホーバークラフトについては、やはり船舶である以上、就航率は94%ありますが、どうしても欠航することもあるので、そういう意味で

も既存の交通事業者との連携、協力体制の構築は非常に重要だと思っています。バス会社とは、そのような対応も含め、協力体制の構築に向け、議論、協議を今後していきたいと思っています。

玉田委員 特にバス事業者の件はよろしく願います。

それから、今、観光関係で8万2千人という数字が出ましたが、この部分は、この間答弁した30万人から40万人にプラスして8万2千人いるということなので、バス事業者にこの分は余り影響しないという考えでいいですね。

遠藤交通政策課長 30万人から40万人というのは、平成30年度に大分空港の国内線を使っている187万人を対象に、できたらどのように使いますかという調査になります。

今回の8万2千人については、関東、中京等で、今、大分空港を使っていない方を対象にして聞いた新規事業という形になるので、そこそ30万人から40万人のところには含まれていないという考え方になります。

浦野委員 今かなり本格化してきて、いろいろ市民の皆さんから意見を伺う機会が増えてきましたが、やはり慎重に考えている方からの意見として、以前失敗したではないか、そこについてどう変わるか知りたいという声が多いですね。そこを、例えば、まず収支の面と機械の面、これを分かりやすく説明するとしたら、どういったことになるでしょうか。

遠藤交通政策課長 我々も今回、ホーバークラフトを新たに導入するにあたり、過去の経験をしっかりといかし、事業の継続性を確実に担保していかなければいけないと思っています。

そういう意味で、以前と大きく違うところは、今回採用しているのが上下分離方式ということです。船舶の調達、またターミナル棟の施設整備は県でするので、運航事業者にとっては初期投資が抑えられることに伴い、減価償却費等を抑えることができることで、収支という部分で非常に収益性の高いやり方ができるとしています。

また、当時のホーバークラフトがなかなか難しかった理由としては、もちろんリーマンショ

ック等による影響もありましたが、一つは部品ですね。エンジンメーカーがつぶれてなくなっていたため、新たなエンジンの調達ができなくなったことが大きな問題でもありました。

そのようなことも踏まえ、今後部品とか修繕の面で、安定的に調達できる対応を取りたいと思っており、プロペラとかエンジンも含め、安定的な供給体制にも配慮してしっかりやっていきたいと思っています。

浦野委員 利用者の立場からすると、以前は欠航が多かったという意見が多いです。エンジン音はプロペラがかなり大きくなって解消されたりというのはありますが、欠航対策という意味では、何かありますか。

遠藤交通政策課長 どうしても船なので欠航はあります。ただ、以前のホーバークラフトは約94%の就航率となっているので、一般的な外洋を走っている船よりはだいぶ欠航率は少ないと思っています。

ただ、やはり欠航したときに利用される皆さんの影響を考え、まずはインターネットやSNS等を通じて早めの周知はもちろんですが、それでもどうしても来てしまう方もいると思うし、公共交通じゃなきゃどうしても行けない方もいると思うので、そこは既存のバス会社とも協力して欠航したときの代替輸送等の体制が築けないか、今後、バス会社と相談したいと思っています。

森委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

阿部委員外議員 少し質問させてください。

調達について伺いますが、このホーバークラフトのメーカーは、今現在、何社ぐらいあるか教えてください。

それと、輸送、通関費用とありますが、もし仮に海外のメーカーであれば、メンテナンスの部分で問題になるかと思います。海外の機種を導入するのであれば、その都度、海外から来るのか、国内のどこかの業者がメンテナンスを引き受けるのかですね。

それと、この1隻14億円が妥当な金額か伺

います。

遠藤交通政策課長 3点御質問いただきました。

一つ目の何社というところですが、我々が確認しているところ、このような100人前後の大型のホーバークラフトについては、このイギリスの1社のみとなっています。

二つ目のメンテナンスについてです。

御指摘のとおり、やはり都度都度の輸入となると輸入コスト等がかかるので、ランニング費用がかさんでいくのは、収支に影響を与えるということで非常に問題だと思っています。

そこで、今後、設計の段階になったら、できる限り部品の国産化を目指していきたいと思っており、加えて、メンテナンス等についても、できる限り地元の企業で対応できるところは地元の企業に対応していただき、難しいところは、例えば、ほかの東京都の造船事業者と協力をお願いする形で、できる限り国内の装備品等が搭載できるように相談していきたいと思っています。

また、三つ目の14億円が妥当かどうかについては、実際にホーバークラフトという特殊な船舶を建造していた実績のある三井E&S造船に、今実際に造っている造船メーカーからの情報を基に、自ら造ったらどうなるかという観点で検証いただき、このような金額であれば妥当という報告をいただいています。

阿部委員外議員 ということは、部品、パーツ等については、できるだけ国内産を組み込みたいということですが、間に合いますか。スケジュールを見ると、契約は8月にやりますよね。そのときに契約条件の中に船舶建造は国内パーツを使ってくださいと織り込みますか。

遠藤交通政策課長 今回の契約の仕様の段階では、細かいところまで盛り込むものではありませんが、正式に契約を結び、次の議会で議決いただいたら、早速10月から設計に入っていきます。もちろん我々と落札した造船事業者、また国にも入っていただき、装備品として、また部品としてどこのメーカーのものが国の基準に適合するかという観点も必要になるので、設計の段階で一緒になって検討、協議をしていく流

れになります。

阿部委員外議員 理解できませんね。金額を決めて契約をする以前に、その条件は入れておかないと、契約を結んだ後に、金額は決まったがその後に正式契約をするとき、実はこの日本のメーカーのものを使ってくださいと言ったら、ホーバークラフトを造るメーカーはそんなのは最初聞いていないじゃないかと、契約違反じゃないかということになりませんか。

遠藤交通政策課長 少し説明が間違ったところがありますが、具体的にどういう部品を入れるかは、設計の段階になりますが、仕様のところで、できる限り国内メーカーの部品の適用又は活用を盛り込んでいるので、そこを最大限配慮していただき、今後は落札していただく流れになります。

阿部委員外議員 まだ理解できない。

そういういい加減な、曖昧な契約の仕方でもいいですか。できる限りという言葉で契約を結んでいいですか。

遠藤交通政策課長 国内化できるところとできないところは、今後出てくると思っています。特に特殊な部品などは日本国内で対応できないところも出てくると思っているので、そこは設計の段階にならないと、はっきりとどのパーツが国内メーカーでできるかできないかは、その後にならないと議論は難しいと思っています。

阿部委員外議員 非常に心配しているのは、海外のメーカーだということですよ。

最初の質問に戻りますが、メンテナンスはその都度来るのかということについては、イギリスで造ったパーツが壊れたときはイギリスから送ってもらわなきゃいけないわけですよ。ですから、そういう余分な費用がかかる。

そして、なおかつ、事業の継続性を担保するとか言いましたね。それから、安定的な供給体制と言いましたが、1社しかない会社がどれだけ事業を継続するのか、その会社がどれだけ安定経営をしているかが分からない中で、20年間も継続できるかということですよ。そこら辺はしっかり調査しているかどうか、伺います。

大塚企画振興部長 まず、極力国内の部品を使

うというのが、その後のメンテナンスも含めて費用低減になるので、ここは、また地場企業の参入も含め、私どもも重要な関心を持っています。

実際、日本で走らせる船は、国の型式承認が必要になります。要は安全性とかを見るので、国土交通省が認めた型式承認の部品じゃないと使えない部分もあるということです。そこは、今回入札で取られた事業者は、我々の言い分を無視し、全て海外の部品を使うことはできないんじゃないかなと。そこは、さきほど課長が申しましたが、実際の契約の中でやっていく。その前段として、この仕様の中で極力国内のものを使うことは明記しているので、それを踏まえた上で、彼らと実際の契約をしていくことになります。そのところはしっかりやっていきたいと思えます。

阿部委員外議員 ということは、仕様の段階で三井と相談したということですから、三井としっかりと協議をし、入札する前に、今部長が言った国内部品を使うとか、そういった仕様を極力とかじゃなくしっかりと三井に言って、銘柄、メーカーまで指定し、後のメンテナンスができる体制をきっちり取ってもらうことを要望しておきます。

後で5年、10年で運航ができなくなったということにならないようお願いしておきます。

遠藤交通政策課長 御指摘ありがとうございます。少し補足しますと、今回、まず費用については、全部が海外からの輸入になった場合として見ているので、非常に固めに見ている。その中で国内メーカーのものを使えば、その分費用が低減していく。今回の収支を計算する上での修繕費用等についても、全部輸入になった場合はどれだけと固めに見ているので、今後、国内メーカーを使えば下振れしていくと思えます。

また、先方が安定的に20年部品が供給できるのかということですが、今後、造船事業者は一般競争入札になるので、まだ決まっていないので何とも言えませんが、今回写真でお見せしているグリフォンについては、これまで43か国に180隻以上のホーバークラフトを納

入している実績があり、世界のシェアでも8割を超える会社なので、しっかりしたところだと思っています。

仕様について、どこのメーカーというところまではっきり書くと、恐らく誰も落札できなくなる状況もあるのではないかなと思っており、その仕様のやり方については、少し工夫したいと思えます。

井上(伸)委員 説明があったかと思いますが、1隻で大体どのくらい稼ぐの。

遠藤交通政策課長 1隻でどれくらい稼ぐかというところはなかなかお答えできないですが、大体年間30から40万人台の利用を目指したいと思っています。

井上(伸)委員 そうすれば採算というか、1隻14億円出して買っても、採算が取れるという計算ですか。

遠藤交通政策課長 しっかり収支ができるラインと思えます。

井上(伸)委員 分かりました。しっかり聞いておきたいと思えます。

森委員長 ホーバークラフト事業に関しては県民の関心も高いと思われるので、先般の一般質問、また本日の委員会での議論をしっかり踏まえ、しっかりと進めていただきたいと思います。

この件については、ほかに御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は、総務部関係の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情26について、執行部の意見を求めます。

藤川おおいだ創生推進課長 陳情文書表の2ページをお開きください。陳情26について御説明します。

本陳情は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画が、まち・ひと・しごと創生法等に準拠するものではないことから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の補助金等の交付の不正な申請及び不正な使用に相当するとして、調査等を行う百条委

員会又は第三者調査委員会を設置し、県民に公開することを求めるもので、本年第1回定例会に出された陳情と同趣旨の内容です。

本交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に取り組むため、国が定めた要綱に基づいて交付されるものであり、まち・ひと・しごと創生法等とは、直接の関係はありません。

前回定例会において、それまでに申請した交付金約180億円に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定された法令及び予算に違反しないか、目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等の基準に基づく国の厳正な審査を経て、総務大臣から交付決定を受けたことを説明しました。本年3月に追加で申請した交付金約49億円についても、同様の手続を経て、交付決定を受けています。

なお、平成27年度の地方創生交付金の一部が会計検査院より指摘を受けた項目については、令和元年第2回定例会に同じ内容の陳情が提出され、総務企画委員会において御審議いただいているので、説明は省略します。

森委員長 この陳情について、御意見等はありませんか。

堤委員 毎回出されているというのは、私も知っているし、今日も本人が見えられているが、ちょっと教えてほしいのは、最後の段落の中で、補助金適正化法の対象になり、地方創生の三種の神器に準拠しない実施計画と書いている。Q&Aを見ると交付金申請は対象に該当すると規定され、三種の神器に準拠しないと書かれていますね。これはどういう考えか、県として分かりますか。

藤川おおいた創生推進課長 分かりますかと言われると、ちょっと微妙なところがありますが、要は補助金適正化法にこの交付金の申請そのものが違反しているのではないかということを陳情者は言いたいのかなと思っています。

さきほど言ったように、この交付金の申請については、総務省に申請し、総務省での審査を

経て交付決定されているので、現時点で補助金適正化法に触れるかどうかに関しては、我々はそうではないと思っています。

堤委員 前の2億2千万円の時も、県としてはそういう判断を下して交付したけど、会計検査院に指摘されて戻した経過があるでしょう。今回はそういうことは絶対ないと言えるわけですよね。

藤川おおいた創生推進課長 絶対ないかと言われると難しいところがありますが、申請の段階では当然適正に執行することを前提に申請し、交付決定いただいているので、しっかり適正に執行していきたいと考えています。

森委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかにないようですので、以上で陳情について終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

藤川おおいた創生推進課長 委員の皆さまには、本年度の県内所管事務調査において、当部の所管事務に対し、貴重な御意見や御指導を賜り、誠にありがとうございました。

本日は、いただいた意見のうち、地域に活力・安心を与える県外出身者の活躍について御説明します。

お手元の総務企画委員会資料の6ページをお開きください。

まず、地域おこし協力隊員が任期終了後に活躍している例を紹介します。今まで、協力隊員161人が県内に定住されており、その中のごく一部ですが御紹介します。

初めに、臼杵市の元地域おこし協力隊員、三中西篤さんです。

京都府出身の三中西さんは、任期終了後も旅行業の資格をいかしたツアー造成や地元ケーブルテレビのMCとして活躍するなど、臼杵市の観光振興や情報発信に取り組んでいます。

次に、日田市の元地域おこし協力隊員、上戸木綿子さんです。

長崎県出身の上戸さんは、市民向けヨガ教室を開催したり、人材育成団体に所属して、子ども向けキャリア教育のコーディネーターとして活動するなど、市民の健康増進や日田市の人材育成に携わっています。

移住者が活躍している団体を御紹介します。

豊後高田市の楽しい暮らしサポーターズ事務局は、2018年に移住者が中心となり設立されました。移住者自身がサポーターとなり、困り事の相談等に応じるほか、地域のにぎわいづくりにつながるマルシェや古本市の開催等に取り組んでいます。また、資料の写真のあるように、市からの委託を受け、豊後高田あるあるという移住希望者向けの冊子を作成し、市のプロモーション活動に貢献しています。

最後に、制度の話をしてします。県外人材を呼び込む制度として地域プロジェクトマネージャーが今年度から新たに設けられました。

これは、地域や行政、民間などが連携して地域のプロジェクトを実施するために、マネジメントができる人材を市町村が任用するものです。

マネージャーの条件としては、3大都市圏等の都市部から条件不利地域への移住が前提となります。

また、1市町村1人、3年間の任用が上限となっており、経費は1人当たり年間650万円を上限に特別交付税が措置されます。

現時点で県内市町村での配置実績はありませんが、配置に向けた検討は一部の市町村で始まっています。

県では、市町村に対して地域おこし協力隊や地域プロジェクトマネージャーの活用を推進するとともに、地域に活力・安心を与える県外出身者が存分に活躍できるよう、サポートしていきたいと考えています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

井上（伸）委員 私は過疎地出身なので、こういった協力隊があれば非常に助かるという声は確かにあります。

地域おこし協力隊——人それぞれ違うと思

ますが、いろんな地域おこしの皆さんが、地域の皆さんの意見を聞いて聞いて、こうしたいとあった場合、どうも行政が任せきりのこともあるし、頼んでも対応しないと。こうしてほしいということ協力隊の方が市に相談しても、なかなか行政が動いてくれないと。その方はそういうことでしたので、辞めて別の方面に行ったという声を聞きました。実際、私たちもそういう人たちと何回か接し、そういう声を聞いたので、やはり行政がそういう声を聞いたなら、その思いに応じてやるのが地域の活性化というか、手立てになるんじゃないかと思います。

こういう人たちが、いろいろあるけれど、火付けして帰るといことじゃ根付かないと思うので、その辺の協力隊の皆さんの思いをもう少し行政も意識してやらなきゃいけないと思います。その辺の意識がどうもね、頼んだわ、じゃお願いねと、頼んでそれで終わる場合が多いと感じたので、まずその辺を十分行政側として注視して指導すべきではなからうかと思っています。その点を感じて思いを申したわけですが、その辺、何かありますか。

藤川おおいた創生推進課長 井上委員の御指摘ももつともで、さきほど言ったように、今161人が県内に定住していますが、定住率は当然100%ではなく、大体3人に1人が定住されずに任期終了後に大分県を去っている事実があるので、少しでも定住していただくよう、県も取組を行っています。さきほど委員が仰せのように、なかなか市町村とうまくやれないとか、地域とうまくやれないケースがあるので、集合研修ももちろんやっていますが、それに加え、専門の団体をお願いして、市町村と地域おこし協力隊の人たちをつなぎ合わせる事業をやっていきます。実は今週もそういった団体と県の職員が行って、地域おこし協力隊の方が今抱えている問題とか相談事を聞き取り、市町村とか地域とうまくやっていけないかと取組を今続けているので、少しずつですが、定住率が上がってきており、我々としても少しでも定住率を上げ、地域で活躍できる人材を育てていきたいと思

森委員長 今回、我々も所管事務調査の中で、県内あちこちを拝見しました。地域課題解決とか地域創生の新たな取組、またそこで地域おこし協力隊の方が活躍しているのも拝見しました。

一般質問でも述べましたが、特に豊後高田市では地域おこし協力隊の皆さんの配置に関してもしっかりとマネジメントする組織が株式会社として活躍していたと。そこがしっかり地元へ溶け込み、信頼を得て活動しているのが非常に印象的でした。

今、新しい事業を紹介いただいたので、このことについてですが、地域でそういった課題解決に向けて活躍されている方は、地元の信頼が一番必要なので、急に東京から来て、いきなりプロジェクトを立ち上げてというのは非常に困難じゃないかと私は地元においても感じます。こちらに来て1年、2年、3年ぐらいたってやっと信頼関係ができ、それからじゃないと、地域の方と交わってプロジェクトを進めるのは非常に難しいと思うので、この要件については、少しこれから検討していった方がいいかと思います。

これも一般質問で言いましたが、社会課題解決型ベンチャーと言われるゼブラの方々も県内に結構入ってきて、いろんな地域で活動されています。彼らも信頼関係をつくるのに物すごく時間がかかると言っているし、それがないと事業が定着しないし、そこで終わってしまう、継続できないことになると思います。そういった社会課題解決に関し、こういった地方創生の予算を、また交付税措置とかで使うのであれば効果的に使わなければならないので、この執行等についてはよくよく考えた方がいいと思います。

そういった外部人材のアイデアは、非常にデザイン性とか発信力が優れていると思うので、そこの使い分け方と言うか、地方創生予算の執行の時点でしっかり見極める必要があると思います。そのあたりを十分踏まえた上で、地域にせっかく来てくれた貴重な人材なので、しっかりいかしていく仕組みづくりをしていただければと思います。

今、井上委員が言われたように、地域おこし

協力隊で来てくれた、でも後、商工観光課で頑張っただけと言う市もあれば、豊後高田市のようにきちんとマネジメントしてやる気を起こさせるところもあり、地域差がありますが、そういったことを踏まえて進めていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑もないようですので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。

それでは、①と②について説明をお願いします。

足立芸術文化スポーツ振興課長 資料の7ページをお開きください。

まず、東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ及び事後交流についてです。

東京2020オリンピック・パラリンピックの事前キャンプが本県でも実施される予定なので、現時点の状況について説明します。

上の囲みを御覧ください。本県では県内のスポーツ施設を活用し、県民のスポーツへの関心拡大等を図るため、東京オリパラの事前キャンプ・事後交流の受入れを推進してきました。

現在、県及び大分市、別府市、日田市の3市が事前キャンプの受入れの準備を進めており、受入国はポルトガルのほか、9か国となっています。

その下の囲みを御覧ください。大分県では、ポルトガルの事前キャンプを受け入れるので、詳細を説明します。

実施期間は、令和3年7月17日から28日の12日間、選手等の受入人数は最大35人を予定しています。競技種目は陸上競技で、練習場所は大分スポーツ公園です。

今回の事前キャンプでは、新型コロナウイルス対策として、国の方針に沿った受入れに関するマニュアルを作成し、選手等と県民との接触を最小限とし、感染防止対策を徹底します。ポ

ルトガルとは、このマニュアルの遵守に関する同意を締結するよう調整しています。

マニュアルに記載する具体的な対策については、その下に記載しているとおり、①の航空機での空間的・時間的な分離から⑧の救急事案等に対処するための後方支援病院まで、新型コロナウイルス感染防止を中心に対策を講じていきます。

事前キャンプの実施まで約3週間と迫っていますが、安全・安心な事前キャンプの実施に向けて、引き続き、万全を期していきたいと考えています。

次に、資料の8ページをお開きください。

芸術文化活動継続緊急支援事業についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大により、公演の中止等、活動自粛を余儀なくされた芸術文化団体が、今後も活動を継続できるよう、公演等のキャンセル料を支援するため、5月の臨時会において支援策の創設を認めていただきました。事業の実施については、交付要綱とともに、8ページ、9ページにあるようなチラシを作成し、大分県芸術文化振興会議や市町村にお願いして広く県内の団体に周知するとともに、各地の芸術文化施設とも連携して該当しそうな団体に対して、活用を呼びかけています。

現在の状況ですが、日本舞踊や吹奏楽、クラシック音楽など多様な分野の24団体が、公演などを中止・延期したことを確認しています。できるだけ多くの団体がこの事業を活用していただけるよう、引き続き、丁寧に対応していきたいと考えています。

森委員長 ただいまの報告について、質疑はありませんか。

玉田委員 大体分かりましたが、オリパラの事前キャンプの件で、後方支援病院は、こういうときにどういう役割を果たすのか。もしかしたら所管外かもしれませんが、今分かっている範囲で教えてください。

それから、この例だとアルメイダということで、ほかのところは医療圏が違うから別府、日田と、またそれぞれ後方支援病院があるのかということ。

それと、今入院している人は少なくなってい

ますが、そこと医療機関が重複するところがあるのか、その辺の対応について、分かる範囲で結構ですので教えてください。

足立芸術文化スポーツ振興課長 まず、後方支援病院の位置付けですが、コロナ対策ということで、今、医療機関に協力を求めています。ここで言う後方支援病院は、キャンプに来ている選手のけがの治療であったり、コロナとは関係なく、いわゆる医療的なケアを受けるための病院です。可能性は低いですが、陽性が出て、コロナの治療が必要という場合は、通常の、今行われている医療プログラムに乗っかることとなります。医療機関の重複はないのかということですが、コロナへの対応という意味では、通常の今、県として対応している中で対応することになり、そういう意味の重複はないです。

玉田委員 分かりました。そしたら、選手で発熱とか、そういう兆候があった場合は、今の県がやっている検査体制の中に入っていくという整理になっているのね。

足立芸術文化スポーツ振興課長 そういう理解でよろしいかと思います。

堤委員 気になるのは、最近オリンピック関係者でウガンダの選手が2人、フランスとかエジプト、スリランカからそれぞれ1人ずつ、6人ほど感染者が出ていますね。確かに大分県に入ってくる国々の方々は、いろんな事前の検疫、検査はしていると思いますが、そういう検査をした後でも陽性患者が出てきている。それを水際で、また大分空港でどういう対処をしていくのか確認しておきたいんですけど、それは福祉保健部になるのかな。

もう一つ気になるのは、ここにアテンドする県など関係者全員に検査等については定期的実施するのか。この中に宿泊関係者とか競技施設の職員とか、そういう周りの関連する職員も入るのか。

それともう一つは、ここに選手等と県民との接触を最小限としますよと。当然市民といろいろ楽しくというのはなくなるとは思いますが、そういう計画は一切なく、結局ホテルから練習会場以外の移動を制限するバブル方式なのか。そ

れとも若干、ここに書いているように、最小限でもあるのか、少し確認しておきたいと思いません。

足立芸術文化スポーツ振興課長 まず、水際対策ですが、今、こちらで確認しているのは、海外からの選手は成田空港か羽田空港、東京の国際線の到着が原則と聞いており、大分県が受け入れるポルトガルの選手についても、羽田から大分に入ってくるようになります。

最近、この数日の間に成田検疫所の取扱いがいろいろと変化していて、今日も内閣官房から具体的な取扱いについて連絡があるという話も聞いているので、組織委員会もいろいろ調整しているようです。いずれにしても、入国の際の検疫で陽性が出れば、濃厚接触者の認定をどうするか、もう少しこれから細かいところは詰められると思います。

そういう濃厚接触者が大分に入っていないように、また濃厚接触者の認定があやふやな状態にならない対策をしっかりとやっていきたいと思えます。

アテンドする職員の範囲ですが、県の職員が空港から大分市内まで案内したり、ホテルから練習会場の昭和電工ドームまで案内したり、そういう職員は毎日検査の対象になります。これはプレイブックで指示されているので、そういう対応をします。

あわせて、例えば、宿泊するホテルの従業員であったり、あとバスで送迎するので、運転手についても定期的な検査が必要と国から指示が出ており、国の指示に従った検査を実施することにしています。

それと、接触を最小限にするということで、交流はないのかということですが、確かにコロナの前は交流を計画していました。以前、ポルトガルの選手が来たときも交流をやっています。ただし、今回こういう状況なので、交流の在り方を少し今工夫しています。

接触は最小限にしなければならないので、接触がない形でどういう交流の在り方があるのか。例えば、Z o o mとかW e bを活用した交流ができないかとポルトガルの陸上連盟と話をしな

がら、どういうことであれば相手側の選手も対応できるのかとかを今、具体的に詰めています。**堤委員** これは県及び3市、9か国となっていますね。事前受入れに手をあげたところもあると思いますが、そういうところで結局中止をした、受入れを拒否したところがあり、ほかの自治体にも広がっているが、その理由は分かりますか。

足立芸術文化スポーツ振興課長 中止の報道が今いくつかありましたが、県で聞いているのは、日本で事前にキャンプして練習するのが難しくなったから行くことができませんということです。

堤委員 大分県内もそういうのがあるの。

足立芸術文化スポーツ振興課長 例えば、報道された例で言うと、中津市だったり、宇佐市だったり、先方から事前キャンプが難しいという連絡を受けたということで、中止となっています。

森委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 さきほどの芸術文化活動継続緊急支援事業ですが、当初予算が3千万円で、今の申請状況では、この予算内でいけるのかどうかだけ伺います。

足立芸術文化スポーツ振興課長 今いろいろ問合せがあっている状況ですが、多分3千万円の予算の中で対応できるのではないかと。今具体的に聞いていて、規模がどれくらいになるかは、まだ精査中ですが、多分枠の中に収まるのではないかなと今のところ考えています。

森委員長 分かりました。

それでは、ほかに御質疑もないようですので、次に③について説明をお願いします。

藤田統計調査課長 資料の10ページを御覧ください。

本日8時30分、令和2年国勢調査の人口集計速報が公表されたので報告します。

本県の総人口は112万4,597人で、前回調査に比べ4万1,741人減少しています。

男女別では、男性は53万3,530人、女性は59万1,067人で、女性が男性より5万7,537人多くなっています。

次に、市町村別の総人口は、全市町村で前回から減少しており、減少数が多い順に、別府市、佐伯市、日田市などとなっています。

減少率については、右下のグラフを御覧ください。一番左の大分市が減少率が低く、右に行くにしたがって、減少率が高くなっています。

九州各県と比較すると、本県の人口は第6位、人口増減率は第7位です。なお、九州で人口が増加したのは、福岡県と沖縄県のみです。

全国の各都道府県と比較すると、本県の人口は第34位、人口増減率は第36位です。全国でも人口が増加したのは、東京都、神奈川県、埼玉県など9都府県にとどまっています。

森委員長 ただいまの報告について、質疑はありませんか。

堤委員 東京都の増加率は分かりますか。

藤田統計調査課長 東京都の増加率が4.1%です。

堤委員 4.1%の増加。企画振興部にいろいろ聞いてもしようがないと思いますが、今、地方創生で、東京一極集中じゃなくて地方に分散しましょうというかけ声はずっとやっていますが、その実態を見ると、東京に一極集中して人口が増え、大分県も含め、38道府県が減少しているのは、ますます一極集中と取られるような数字ですが、そういう認識でいいですか。

藤田統計調査課長 5年前の調査に比べて増減率、傾向は余り変わっていないように見受けられます。

藤川おおいた創生推進課長 5年間の比較でいくとそうですが、昨年からのコロナ禍においては、東京の転出超過がかなりの月数出ている、そういう意味では一極集中の流れは、ここ1年ほど随分緩和されてきている認識です。

森委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 今の国勢調査にも関連しますが、大

分県が人口ビジョンを打ち立て、2100年時点では想定より増加させたいという政策になっていますが、今、人口減少のことを見ると、非常に厳しい状況にある。一般質問の中で、私も住宅政策の必要性と言うか、しっかり定住できるような——移住者を受け入れるのもありますが、地域に定住できるような住宅政策をきちんと行っていく必要があるのじゃないかと質問しました。これは土木建築部で考えることじゃなくて、やはり企画振興部で移住、定住を含め、しっかりした計画を立てるべきで、住生活基本計画の見直しも今年度中にあるので、そういったものを踏まえ、人口減少を食い止めるという視点での地方創生、またそのための住宅政策という位置付けが必要じゃないかと感じていますが、いかがでしょうか。

藤川おおいた創生推進課長 委員長の御指摘はごもっともです。

人口ビジョンを立てるときにも、当然全庁で議論をしており、毎年、県政推進指針や当初予算を組み立てるときも、各部でどういった人口減少対策の事業があるかとか、どういったものが考えられるかということで、企画振興部が中心となってグリップしています。住宅政策についても、当然空き家とかマンションの問題とか多々あると思うので、土木建築部ともしっかり連携していきながら、地方創生に資するような住宅政策は考えていきたいと思っています。

森委員長 例えばですが、これも土木建築部でおおいた高齢者安心すまいプランという大分県高齢者居住安定確保計画があります。これには高齢者のことは書かれていますが、それを支える子世代のことが全然書かれていないですね。同居とかいわゆる近居という視点がないプランになっている。今の県の計画、住宅政策ではそういうのが抜けている部分があるのじゃないかと感じています。

人口減少してしまうから、空き家が増えるから空き家の対策をすとかは別として、これは本当に企画振興部で、しっかり定住できる施策、前向きな施策が何なのかをしっかりと議論していただきたいと思いますが、いかがですか。

藤川おおいた創生推進課長 前向きな住宅政策についても、我々もしっかり企画を立てながら、土木建築部と話して、空き家のみならず、新しい政策を打ち出したいと思います。

森委員長 山口県なんかも近居、同居政策をしています。なかなか成果として表れない。今回、国土交通省の住宅局が近居、同居に関するWebアンケートをやっています。まだ結果が公表されていませんが、そういったものの分析とか、また大分県がどうなんだというところも踏まえ、やはりデータに基づいた施策も必要だと思うので、その辺もよろしくお願いします。

それでは、ほかに御質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

志村委員 部長にお尋ねします。

東京オリンピックがいよいよ1か月後です。これは東京の問題じゃなく、日本全国で、東京オリンピックで日本を盛り上げようという思いで開催するわけですが、大分県として今、この東京オリンピックと関連した県民のムードの盛り上げ等、どう関わっていくのか、基本的な考え方を聞かせてください。

大塚企画振興部長 パラリンピックも含め、オリパラについては、いろいろ議論がある中で、政府として安全・安心な大会にすることで打ち出されています。

まず一つは、事前キャンプ、さきほどもいろいろ御意見をいただいています。これをしっかりと安全・安心に受け入れ、それをまた次にそれぞれの国、あるいは競技団体といろんな今後の交流につなげていけるようしっかり準備したいと思います。

あと、オリンピック・パラリンピックについてはいろんな意義があるのじゃないかという中で、どちらかという、今は一つはステイホーム、家で観戦してしっかり選手の競技を見ていただいて、それを今後の大分県のスポーツ振興にも役立てていただきたいと思っています。実際はこれから感染状況もありますが、いい大会になればいいなと思っています。

志村委員 オリンピックに対する取組は、やは

り各県とも、全国あげてもう少し積極的に地方と一緒にあって東京オリンピック、パラリンピックを成功させるムードをつくらなければいけないと思っています。家で観戦しろ、それぞれが自分で楽しんでよかったと、これではないと思います。せっかく大分県でも聖火リレーがあれだけ成功に終わった。でも聖火リレーができない県もあった。だから、大分県でやったことも記録として残し、広くPRしていくとか、女子の100メートルでは、兒玉芽生さんがいよいよ今日、オリンピックに出られるかどうかの大勝負です。そういうことを盛り上げていくというのは、出身地の市ももちろんそうですが、県全体で県出身選手を応援して、大会に出場して頑張ってもら。懸垂幕を立てたり、人が集まるところを中心にPRするとか、そういうムードづくりはやはり県が主体的に、もう少し積極的にやる必要があると思っています。

中には、世論調査もいろいろあるだろうけれども、今になってオリンピックは中止なんていうのが先行したらいけないと思います。そういう考えがあることは当然認めなくてははいけません。しかし、もう1か月後ですから、もう少しムードが上がることを、県として取り組む姿勢がまだ必要だと思っています。

今の部長の答弁だと、すんなりとスムーズに行けばいいじゃないかということしか聞こえないですね。あと1か月ないから、このムードをどう上げていくか、もう少し全庁あげてどうするか、少し力を入れてほしいと思いますが、いかがですか。

大塚企画振興部長 委員仰せのとおりなので、そこは何かできるのかも含め、承りたいと思います。

志村委員 パラリンピックの聖火は各市町村から集まったものを県内で一点に集め、それを国に上げる。こういうことも、もうすぐですから、とにかくムードを上げるよう、部長が牽引者になってほしい。お願いします。

堤委員 今、オリンピックの推進という立場から話がありましたが、私たちの立場からすれば、やはり40万人近くの方々が一か月間に集まっ

てくるわけで。スポーツ選手、アスリートは当然、この目標に向かって頑張ってきている。それは否定するものではない。しかし、そういう方々も含め、安心・安全の競技会がこの1か月間で果たしてできるかどうか。ワクチンすらも世界からこれだけ遅れている状況で、今でも広がっているでしょう、感染拡大が。そういう状況の中で、オリンピックは考えなければいけない。これは延期しようと思えばできるわけですよ。また、中止しようと思えばできるわけ。つまり、政治的な判断だから。危険性、死が関わっており、コロナ感染で死亡されるケースが大分県内も出てきています。そういうところを考えると、オリンピックは中止すべきだということは、くれぐれもこれは私の意見として言うておきます。そういう意向もあることは認識しておいてください。

森委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかにないようですので、これをもって企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

ここで、暫時休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時30分再開

森委員長 これより、総務部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として阿部長夫議員が出席しています。

初めに、商工観光労働企業委員会から合い議のあった第67号議案大分県産業振興条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

和田総務部長 初めに、私から、本日審査をお願いしている案件等について概括的に説明申し上げます。

本日の委員会では、合い議案件1件、付託案件4件及び付託外案件1件について審査をお願いしています。

このうち、第58号議案大分県一般会計補正予算(第6号)は、ホーパークラフトの調達や発着地の整備に着手するほか、次期セキュリテイクラウドシステムの構築に必要な経費を計上

するものです。

第59号議案大分県税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人県民税や法人事業税に係る規定などを改正するものです。

第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について並びに第61号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正については、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準省令が、国際基準との整合性を図ることなどにより改正されたため、手数料の新設及び改正並びに移譲事務の追加を行うものです。

次に、5月10日から6月1日まで行われた県内所管事務調査について報告します。

委員の皆さまには、総務部関係機関等に対し、大変熱心に調査いただき感謝申し上げます。

私どもとしては、いただいた意見を今後の政策にできる限り反映していきたいと思っています。本日の報告では、調査においていただいた意見の中から、コロナ禍における振興局の取組について説明します。

最後に、諸般の報告として、過疎地域持続的発展方針(案)について説明します。

各事項の詳細については、それぞれ担当課長から説明するので、どうぞよろしく申し上げます。

山口税務課長 お手元の総務企画委員会説明資料の1ページをお開き願います。議案書は35ページですが、お手元の資料により説明します。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、大分県産業振興条例等の規定の整備を行うものです。

なお、総務部では大分県税特別措置条例について御説明します。

1の改正理由にあるとおり、減収補填制度が適用される場合を規定している総務省令の制定及び一部改正に伴い、大分県税特別措置条例の一部を改正するものです。

2の主な改正内容についてですが、(1)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく省令の制定に伴う改正については、対象業種に情報サービス業等を新たに追加し、下の図にあるとおり、取得価額要件を現行の2,700万円超から資本金の規模に応じて500万円以上まで引き下げるものです。対象となる設備投資についても拡充され、適用期間を令和3年3月31日から令和6年3月31日まで3年間延長するものです。

(2)省令の一部改正に伴う適用期間の期限の延長等については、離島振興法、地域未来投資促進法、半島振興法の規定に基づき実施している県税の課税免除又は不均一課税の適用期間を令和3年3月31日から令和5年3月31日まで2年間延長するものです。また、山村振興法については、省令の改正が行われなかったため、県税の不均一課税の規定を削除するほか、引用条項の改正等に伴い規定の整備を行うこととしています。

3の施行期日については、公布の日とし、本年4月1日に遡及して適用することとしています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

堤委員 2,700万円から500万円に下げ、これで結構、中小企業も対象になると思うけど、大体どれぐらい広がりがありそうと見込んでいるか分かりますか。

山口税務課長 当然要件が緩和されているので、使いやすい制度になったことで適用件数は増えると思いますが、なかなかそういう件に対するデータがなくて、はっきりしたことは申せませんが、課税免除額の25%が実質減収と、75%は交付税で見ただけなので、税収だけ見れば減収ということになるでしょうけれども、地域振興という広い目で見れば、最終的にはほかの税に跳ね返ってきて、税源涵養という意味では決してマイナスにはならないかと考えます。

森委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと商工観光労働企業委員会に回答することに決定しました。

次に、付託案件の審査に入ります。

まず、第58号議案令和3年度大分県一般会計補正予算(第6号)のうち、総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第58号議案令和3年度大分県一般会計補正予算(第6号)の全般的事項と歳入について説明します。

総務企画委員会説明資料の2ページをお開きください。

冒頭にあるとおり、今回の補正予算案は、大分空港の利便性向上に向け、ホーバークラフトの調達や発着地の整備に着手するほか、次期セキュリティクラウドシステムの構築に必要な経費を計上するものです。

補正額は、18億9,287万9千円の追加であり、累計の予算額は7,215億653万4千円となります。

次に、その下の歳入の内訳ですが、繰入金のうち、県有施設整備等基金取崩18億3,072万9千円は、2補正事業の内容の1大分空港海上アクセス整備事業において、船舶の購入及び大分市側発着地の土地取得に伴う経費に充てるため、繰り入れるものです。

また、財政調整基金取崩1,087万7千円と諸収入5,127万3千円、これは地方公共団体情報システム機構からの補助金及び県内市町村の負担分ですが、2情報セキュリティ対策高度化事業において、県と市町村とで共同運用する自治体情報セキュリティクラウドのシステム構築やデータ移行等に要する経費に充当する

ものです。

歳入についての説明は以上です。

小石電子自治体推進室長 令和3年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、総務部関係の歳出部分について説明します。

総務企画委員会説明資料の2ページを御覧ください。

情報セキュリティ対策高度化事業、補正予算額6,215万円です。

資料の3ページを御覧ください。

1 目的ですが、この事業は平成28年度に県と市町村で共同構築し、平成29年度から運用を開始した自治体情報セキュリティクラウドについて、本年度末で更改時期を迎えるため、システムを更改するものです。

セキュリティクラウドとは、県・市町村の情報システムネットワークをインターネットを経由した外部の攻撃から守るためのシステムです。今回の更改で市町村も含めたセキュリティレベルの底上げが行われることとなります。

なお、今回のシステム改修については、国が外郭団体である地方公共団体情報システム機構に基金を積み立て、自治体に補助する仕組みにしています。昨年度の段階で、国が新システムの調達スキームを示すに至らなかったことから、本県の本年度の当初予算には計上できていません。4月末に補助金取扱要領等の詳細なスキームが示されたことから、今議会に構築に必要な経費を予算案として計上しています。

2 更改の内容ですが、事業費はシステム構築に係る6,215万円で、うち機構からの補助金は2分の1の3,107万5千円、補助裏については職員数で按分し、65%を市町村、35%を県が負担します。

主な機能ですが、インターネット通信の監視と、事故の発生予防としてゲートウェイ対策とホームページの防衛を行います。

3 スケジュールですが、7月に公告、8月末に入札を行い、9月から来年3月まで構築、4月から運用開始となります。

運用期間は令和4年度から8年度までの5年間です。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんから質疑はありませんか。

堤委員 システムの標準化、統一化が今後、計画されるでしょう。そういうものとこのセキュリティクラウドの更改との関係は、何か因果関係があるのかが一つ。

もう1個は、今セキュリティで、三層の構造でいろいろ計画されているでしょう。マイナンバー利用事務系とかL2WAN接続系、インターネット接続系と三層構造で対策がされているけど、今マイナンバーカードを2027年までにほぼ100%普及させようということで、マイナポータルを通じて個人情報をいろいろ個人、自分が見ることができる。そのときに外部のインターネットで当然つながりますね。その情報セキュリティ問題はどうなるのか分からないので、その2点を教えてください。

小石電子自治体推進室長 国が進めている標準化のシステムは、国のガバメントクラウドにシステムを入れ、市町村がそのシステムを利用する形になるので、そのセキュリティについては、国で責任を持って対策をすることになるかと思っています。

今回の補正の6,200万円余りの分ですが、これは県とか市町村がインターネットで外向けに公開しているホームページとかメール機能とか、そういったものを守るためのシステムです。そういった意味で役割分担があるということです。

それから、マイナポータルの話がありました。これもマイナポータルは国が整備するシステムを市町村等が利用することになるので、セキュリティは国でしっかりしていただけたと思います。

堤委員 今回の高度化事業は、ホームページとかの部分でのセキュリティの更改で、標準化とかとは全く関係ないことになるわけね。それを確認したい。

マイナポータルは、確かに市町村と個人がマイナンバーカードを使ってマイナポータルで見ると。そのとき、どうしても外部のインタ

ーネットでつなぐでしょう。外部のインターネットじゃないと、そこまで行かないわけだから。そのセキュリティが国として果たして十分できるのかな。外部につなげるから、マイナンバーカードを通じてマイナポータルでいろんな情報を見るときに、第三者が見ることができてしまう状況になるのではないかな。そこら辺は大丈夫ですか。

小石電子自治体推進室長 仰せのように、国が進めている標準化と、今回のセキュリティクラウドは直接関係はありません。

それから、マイナポータルのセキュリティ対策ですが、今、国がどういうセキュリティ対策を講じているのか、講じようとしているのか、情報として持ち合わせていないので分かりませんが、しっかりしたものになるだろうと思います。

堤委員 しっかりしたものになるだろうと思う。分からないのにしっかりしたものになるだろうというのはおかしな話だけど、それはちょっと調べて、また教えてください。

マイナンバーカードを今から普及しようと、県もあげてやるわけでしょう。だから、そういうセキュリティ問題はこれからも絶対出てくる。そのときに県として、国がどうするか分からないでは、ちょっと心もとないから、そこら辺は少し調べておいてください。

小石電子自治体推進室長 また詳細は調べて回答しますが、二つあって、一つは、我々がマイナポータルから国に接続することにより、そこから国のシステムをいじって、いろんな情報を抜き出すかどうかについては、国がしっかりセキュリティ対策を講じることになります。

一方で、我々が見ているセキュリティというのは、ある意味、国だけでなく、正に使っている個人のセキュリティの問題でもあるので、それはほかのサイトを見るときも同じですが、使っている方が、自分のパソコンのセキュリティ対策をする面も恐らくあるだろうと思います。

森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した企画振興部関係を含め、一括して採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第59号議案大分県税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

山口税務課長 お手元の総務企画委員会説明資料の4ページをお開き願います。議案書は9ページですが、お手元の資料により説明します。

1の改正理由にあるとおり、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、大分県税条例の一部を改正するものです。

2の主な改正内容ですが、(1)個人県民税については、令和2年度税制改正において国外居住親族に係る扶養控除の見直しが行われたことを踏まえ、個人県民税所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、扶養控除の対象外となる30歳以上70歳未満の国外居住親族を除外するものです。

下の図にあるとおり、今回の改正によって、30歳以上70歳未満の国外居住親族のうち、学生、障がい者、送金受領者を除いた、斜線部分を除外することになります。

(2)法人事業税については、電気事業法の改正により新たな事業類型として配電事業及び特定卸供給事業が創設されることに伴い、創設された事業に対して法人事業税を課すものです。

下の図にあるとおり、配電事業については収入割により、特定卸供給事業については資本金1億円超の法人は収入割、付加価値割、資本割により、資本金1億円以下の法人は収入割、所得割により課すことになっています。

このほか、引用条項の改正等に伴い規定の整備を行うこととしています。

3の施行期日については、2(1)は令和6年1月1日施行としており、そのほかについては令和4年4月1日施行となります。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案については、関係する福祉保健生活環境委員会及び土木建築委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。

議案書は11ページですが、総務企画委員会説明資料で説明します。資料の5ページをお開きください。

今回の改正は、薬務関係事務に係る手数料の新設及び改正です。

県では、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、いわゆる薬機法の規定に基づき、医薬品の製造や販売を行う事業者について、製造方法や保健衛生上の許可や承認に係る事務を行っています。

今回、その調査基準である厚生労働省令が国際基準との整合性を図ることなどの改正がなされたため、GMP適合性調査等について手数料の見直しを行います。

(1)の適合性調査に係る申請手数料の見直しは、国際基準にあわせ、製品品質の照査や安

定性モニタリング調査など調査項目の増加などにより、要する経費が増加することとなるため改正するものです。

次に、(2)ですが、医薬品等の保管のみを行う製造所については、保健衛生上のリスクが低いため、許可制から登録制に変更されることから、登録に係る手数料を新設します。

(3)区分適合性調査制度については、現状のGMP適合性調査は、医薬品の品目ごとに調査が必要ですが、今後は、製造のみを行う業者からの申請により、製造工程の区分ごとに調査を受けることが可能となるため、区分適合性調査に係る手数料を新設します。

最後に、(4)変更計画に基づく適合性確認制度です。承認が必要な製造方法等の変更については、変更承認申請により調査を実施していましたが、事前に変更計画の確認及びGMP適合性の確認を受けた場合は、承認申請ではなく届出による変更で済むこととなります。そのための変更計画適合性確認申請手数料を新設しています。

いずれの手数料についても、単価は九州各県で統一としており、施行日は法律及び省令と同日の令和3年8月1日としています。

また、その他として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正により、引用条文のズレが生じたことから改正を行うものです。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

玉田委員 確認ですけど、(2)の登録制度に係る申請手数料の例示の文言が定数料となっていますが、ここは手数料でいいんですよね。誤表記ということでもいいんですよね。

高木財政課長 申し訳ありません。定数料は間違いで、手数料です。

森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑もないようですので、

これより採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会及び土木建築委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第61号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてですが、本案については、関係する福祉保健生活環境委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

井下市町村振興課長 第61号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について御説明します。

議案書は21ページですが、別途配付している総務企画委員会説明資料の6ページで説明します。

本条例は、地方自治法の規定に基づき、県の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲等を定めた条例です。

このうち、今回は別表第2の大分市に移譲する事務について、法令改正に伴う事務手続の追加等を行うものです。

1の法令改正に伴う条例改正の概要ですが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、同法施行令の改正に伴うものです。

(1)の法令改正の概要は、真ん中の点線囲みの①から③になりますが、さきほど説明した第60号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正と同様の内容なので、ここでの説明は割愛します。

さきほどの大分県使用料及び手数料条例の一部改正は、法令改正により追加された県の事務の申請手数料を新設するものでしたが、この追加された事務の一部を県から大分市へ移譲するため、本条例の一部を改正するものです。

(2)の条例改正の概要ですが、この手続に係る事務のうち、申請書等の受理や手数料の徴

収、申請者への登録証の交付等の事務を移譲することについて協議が整ったので、県から大分市に移譲する事務として別表第2に追加するものです。

最後に、2の施行期日ですが、改正法令の施行日を踏まえ、令和3年8月1日としています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことです。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情27について、執行部の意見を求めます。

小石電子自治体推進室長 お手元の陳情文書表の4ページをお開きください。

本陳情は、LINEを含む県外事業者とのオンライン結合の実態について第三者調査委員会を設置・調査し、県民に公開することを求めるものです。

また、陳情書の後半では、陳情者は大分県個人情報保護条例ではLINEを含む県外クラウドサービスとオンライン結合する場合は原則禁止され、個人情報審査会の諮問や安全措置を講ずる必要があるとしています。

オンライン結合については、大分県個人情報保護条例第8条でその要件が定義されています。一つは、当該実施機関、すなわち県が管理する電子計算機と実施機関以外のもの、具体的には国や外郭団体、市町村、民間事業者等になりま

すが、これらが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合するという点、二つ目は、当該実施機関が保有する個人情報当該実施機関以外のものが随時入手しうる状態にするという二つの要件を共に満たすものと定義されています。

そして、条例上、原則としてオンライン結合による個人情報の提供は認められていませんが、例外として個人情報保護審査会の意見を聞いて実施機関が認めるときには可能となっています。

LINE等のサービスについては、特定の時期に相手方にデータを送信するものであるため、さきほどの随時入手しうる状態という要件を満たさず、オンライン結合には該当せず、条例に基づいた審査会からの意見聴取等の手続の対象外との認識です。

なお、陳情にあるクラウドサービス、すなわちネット経由で提供されるサービスについてですが、クラウドサービスと自前のサーバーのセキュリティレベルについては、その形態のみで比較できるものではなく、管理運営体制やセキュリティ機能の違いにより生じるものです。

森委員長 この陳情について、御意見等はありませんか。

堤委員 LINEの問題は、今回初めて出され、後ろに、今日、陳情者が来ていますから、しっかり返答してやってください。

LINEの問題で、前に確認したところ、LINEとかSNSを利用した業務は8業種あると聞いています。そのうちの5事業は広報活動、あと三つが条例に該当するオンライン結合ではないけど、相談業務であったということを事前に聞いたが、それも今年の3月に利用停止をしたと聞いています。これを3月にやめた理由は分かりますか。これが一つ。

小石電子自治体推進室長 まず、3月にLINEの運用の問題が明るみに出て、国としても停止という方針がなされたので、県では三つの相談業務で使っていましたが、それについては直ちに停止をしました。

堤委員 そうということね。社会的な問題になったからということね。

もう一つ、SNSとの関係で、オンライン結合にこれは該当するのかな。今、Zoomとかいろんな機械を使って、オンラインでやり取りするのがあるじゃないですか。そういうのはこれに該当するのかな。

松原県政情報課長 基本的にはオンライン結合というのは、県が管理しているシステムと、外部の者が管理しているシステムとを結び、外部の者が県が保有する個人情報に自由にアクセスできる、随時入手できるものをオンライン結合と申しており、Zoomとかは1対1じゃなくて多人数でのやり取りになりますが、あくまでも当人同士で情報をその場でやり取りをするので、システムを通じて外部の者が県が保有する個人情報に勝手に自由にアクセスできるものではないので、オンライン結合には該当しないのではないかと考えます。

堤委員 そういうことで、個人情報に該当しないという認識でいいわけね、Zoomとか個人対相手の場合ね。となれば、当然審査会は開く必要もなかりょうし、自由に使っていいですよということになると思いますが、セキュリティとの関係でどうなるのかなというのもあるけど、そこら辺はどうですか。

松原県政情報課長 さきほどのは、あくまでも条例第8条のオンライン結合の制限規定には該当しませんよというだけの話で、そのほかセキュリティ等の関係については、ほかに個人情報保護条例で安全確保、セキュリティをしっかりとしなさいという規定があるので、そちらに沿って、県ではいろいろセキュリティの基準とか設けているので、それに沿った運用がなされるべきと考えています。

森委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかにないようですので、以上で陳情について終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

井下市町村振興課長 森委員長をはじめ委員の

皆さまには、本年度の所管事務調査において、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

本日は、いただいた意見のうち、コロナ禍における振興局の取組について御説明します。

総務企画委員会説明資料の7ページをお開きください。

では、まず、1の地域の声の拾い上げについてです。

振興局では、コロナの影響を受けている地域の現状をきめ細かく把握するため、市町村や関係団体と連携し、商工・観光業、農林水産業に従事している方から現場実態を随時聞いているほか、旅館、ホテルに対し、現在の経営状況や今後の見通し、県に求めることなどについて、6月末までの予定で訪問調査を行っています。

また、昨年度は、まち・ひと・しごと創生本部の地域別部会を計24回開催し、現場実態の把握に努めてきました。

これらのいただいた意見については、本庁各部署と連携して支援策につなげるとともに、振興局ならではの視点とネットワークをいかした支援を行っています。

その一つが、2(1)の地域活力づくり総合補助金による支援です。

新型コロナ対策として緊急的に設けられた①の緊急支援枠を活用し、令和2年度は190事業、約1億7千万円の補助事業を実施しました。

西部振興局においては、天ヶ瀬温泉における桜滝をライトアップして、それを観光協会のホームページで発信し、災害復旧の状況を見てもらうことなど、今後の誘客につなげる取組に支援をしました。

北部振興局では、コロナ禍で生活不安を抱える外国人技能実習生を自治会ぐるみで応援する取組へ緊急支援を行いました。

また、②の地域創生枠等については52事業、約2億7千万円の補助を行いました。アフターコロナを見据えた長期的な視点での地域活動についても支援を行っています。

次に、8ページを御覧ください。

飲食店を通じた感染拡大防止対策支援事業で

は、デリバリーやテイクアウト、前売りお食事券などの販売経験のない飲食店を、商工会等がまとめてメニュー化をしてエール飯として新聞広告、それからホームページで売り出す事業に支援を行いました。これは大きな反響を呼んだところです。

続いて、(3)生産者への支援です。

振興局職員が現場に足を運び、生産者に寄り添いながら、資金繰りの相談や、県や国が行う各種支援事業等の周知、申請支援など、本庁各部署とも連携した様々な支援を行っています。

例えば、冠婚葬祭の自粛で大きな影響を受けている花農家を支援するため、仏花用の白い菊から花束に使える色のついたスプレー菊等への転換を図ったり、あるいは家庭向けに毎月1千円で花が届く定期便の商品を発売し、昨年10か月間で2,341束を売り上げるなど、今後につながる展開を図っています。

このほか、3の感染拡大防止対策として、市町村と連携した住民向け広報の実施や、管内保健所へのコロナ対応の応援、宿泊療養施設におけるコロナ感染者の生活支援なども行っています。

今後とも、振興局の持つ機能や資源を最大限活用し、地域の声をしっかりと拾い上げ、県の政策につなげるとともに、地域の元気を取り戻すため、柔軟かつ迅速な対応に努めていきます。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 所管事務調査では、県内各地に行き、御対応いただいたことに感謝します。

そのときに一つ気になったことがあったので、今回も報告いただきましたが、あのときちょうど別府と大分だけ事業者を支援するという発表があった直後、ある振興局に行きました。そして振興局として対象地域じゃないという声が事業者からないでしょうかと伺ったところ、いや、特にそういうことはないですということでした

が、私どもにはそういう御意見がたくさん入っていた段階でした。

そういう中で、地元の振興局がいかに関与の皆さんの声を拾っていくかということは大きな課題じゃないかと感じました。その点、今回のコロナ対策では、いろんな形でスピードを求められたり、補正予算を組みましたが、この際、そこら辺の振興局の機能、在り方についても強化していただきたいと思います。そのことについて御発言があればお願いします。

和田総務部長 御指摘のとおりで、本庁とは別にそれぞれの地域に振興局を置いているのは、正に現場での意見を吸い上げ、それを本庁にフィードバックし、全体の政策にいかすということなので、そういった現場の声をしっかり拾うことは振興局の一番基本だと思います。引き続きそういった機能が高められるよう、我々としても努力していきたいと思います。

森委員長 ぜひよろしくをお願いします。

それでは、ほかに御質疑もないようですので、これで県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告の申出があるので、これを許します。

それでは、①の報告について説明をお願いします。

井下市町村振興課長 過疎地域持続的発展方針（案）について御説明します。

総務企画委員会説明資料の9ページを御覧ください。

過疎地域の課題を解決するため、昭和45年に議員立法による10年間の時限立法として過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、4次にわたる特別法のもと過疎対策事業が実施されてきました。

資料の中段左側に記載しているように、旧過疎法の過疎地域自立促進特別措置法が本年3月末で失効したことから、新過疎法の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年4月から10年間の時限立法として施行されました。

この新過疎法では、過疎地域の指定要件の見直しが行われたことから、大分市の旧野津原町

・旧佐賀関町が新たに非過疎地域となりました。ただし、非過疎地域となった地域については過疎対策事業債の発行や国庫補助率のかさ上げ等が今回から6年間認められるなどの経過措置が設けられており、直ちに財政的な影響が出るものではないと考えています。

次に、資料10ページを御覧ください。

資料の中段右側に記載しているとおり、過疎地域の市町村が過疎対策事業債を発行するためには各市町村において過疎計画を策定する必要がありますが、今回の過疎方針については、市町村計画及び県計画を策定する際の指針となるものであり、県において策定することとなっています。

過疎方針に盛り込む項目としては、方針に定める事項の見直しにあるとおり、従前の9項目から12項目に変更されており、太字で記載した部分が新たに追加された項目となっています。

県では、法律で定められた項目と県の長期総合計画との整合を図りながら、資料の下段に記載しているとおり、過疎方針の項目を定め、別途お配りしている過疎方針（案）を作成しました。

次に、資料11ページを御覧ください。主な変更点をまとめています。

まず、再生可能エネルギーの利用の推進に関しては、新たに項目を設け、自然環境や景観等との調和の重要性を認識しつつ、導入を促進していくことなどを記載しています。

移住・定住に関しては、福岡に設置した交流拠点dot.（ドット）を活用して、移住フェアや大分県出身の学生に県内での就職をイメージしてもらう仕事カフェ等を開催して、移住・定住、Uターンなどにつなげていきます。

情報通信産業に関しては、デジタルトランスフォーメーション、例えば遠隔診療だとか遠隔授業などの取組を推進していくことなどを、社会インフラの老朽化対策に関しては、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって改修・更新を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることなどを記載しています。

過疎方針（案）については、本日から1か月

間、パブリックコメントを実施し、県民の皆さまからも御意見を伺い、国から同意を得た後、8月下旬頃に正式な過疎方針として策定の上、公表する予定です。

森委員長 ただいまの報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

玉田委員 一つだけ、急ですが教えてほしいのが、県職員に対するワクチン接種についてです。

事業所でやるとか、いろいろ今出ていますが、県の職員、それから市町村の職員もあわせて聞きたいですが、それぞれの居住地での市町村接種の中に組み込まれていくということでしょうか。

和田総務部長 県職員も市町村職員もですが、一つは、もともと医療従事者等が、例えば保健師がいるので、そういう方は当然その枠で既に接種が終わっているし、市町村においては救急隊員とか、そういう方も恐らく接種が進んでいると思います。それ以外の一般的な事務職員についてですが、今のところ、それぞれ県も市町村も、職域接種をやらないとなっているので、通常の一般市民の枠の中で職員も打っていくことが基本になるかと思います。当然、職域接種を今後さらにもっと拡大すべきという議論になり、県や市町村においてもやるとなれば、また少し状況が変わってくると思いますが、今の時点においては、基本的には一般県民の枠と同じときに県職員、あるいは市町村職員もやるのが基本になるだろうと思っています。

玉田委員 今の段階で分かっている範囲でいいのですが、県の職員が最終的に全員が終わるのは、見通しはいつ頃になっていますか。

和田総務部長 基本的には、一般県民と同じスケジュールで進むことになるので、県民については、国が11月までには希望する全ての国民の接種を終えると言っているのです、それと同じ

タイミングまでに希望する方は終わることになると考えています。

玉田委員 それからも一つ、ワクチン休暇の件です。ワクチン休暇というか、副反応があったケースの休暇については、今、総務省も言っていますが、大分県でもそれで対応するということがよろしいでしょうか。

渡辺人事課長 その対応についても、基本的に国と同じ対応をすることで考えています。

森委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 1点だけ。先日、所管では直接ないですが、ツーリズムおおいたの関係の話がありました。県の観光を担う団体で、また県の予算等も多く支出されていますが、現時点で分かっていること等があれば教えてください。

比護行政企画課長 御質問いただいたツーリズムおおいたの使途不明金についてですが、担当部局からは、現在調査を進めており、全容解明に向け、内部だけで厳しければ警察等とも相談しつつ聞いています。

その上で、総務部としては、公社等外郭団体を所管するところであり、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき、県として指導監督等を行う立場です。その中で、今回の件を受け、全庁の主管課及び外郭団体所管課宛てに公社等外郭団体の適正な運営指導の徹底について、まずは通知を発出して、適正な運営指導をするように周知徹底をしています。

全容解明は、また商工観光労働部で進めていくと思いますが、外郭団体への対応という意味でも、適正な運営指導をしっかり行っていきたいと考えています。

森委員長 財政面を支えている総務部としてということで質問しました。ありがとうございました。

それでは、ほかにないようですので、これをもって総務部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後、協議を行うので、そのままお待ちください。

〔委員外議員、総務部退室〕

森委員長 これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることとします。

次に、県内・県外所管事務調査についてです。

県外調査については、他県の状況も踏まえ、もう少し様子を見たいと思いますが、県内については延期とした箇所もあるので、改めて日程等を調整の上、1泊2日程度で計画したいと考えています。

時期や調査箇所等について、御意見があればお願いします。

〔協議〕

森委員長 それでは、8月24日、25日に県内所管事務調査を実施し、西部方面で調整したいと思います。

詳細については、委員長に御一任願います。

最後に、その他です。本日は試行的にタブレットを使用してみましたが、いかがでしたでしょうか。

〔意見交換〕

森委員長 皆さんの感想は、事務局を通じて政策検討協議会にお伝えしたいと思います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかにないようですので、これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。